

◆ はじめに ◆

我が国は、第二次安倍政権が発足して2年、特定秘密保護法、集団的自衛権行使容認の閣議決定、その後の関連法規整備に向けて、戦後歴代総理が誰も踏み出さなかった「戦争のできる国」をめざし、歩み始めています。

アベノミクスによる財政出動、金融緩和は、一部の大企業を潤しましたが、中小零細企業をはじめとして大方の国民の暮らしを圧迫し、格差はますます増大しています。また、消費税増税は、「社会保障の充実のため」といいながら、多くは公共事業等に投入され、社会保障全般が切り崩されつつあります。

また福島原発事故処理は全く収束していないにもかかわらず、オリンピック誘致にかこつけて、被災者の生活再建をはじめとする復興支援は後回しにされつつあります。予知し得なかった御獄山の噴火は、地震・火山大国であるこの国で、原発再稼働はあってはならないという認識を国民の間で新たにさせました。

現在、放射性廃棄物最終処分場を県内のどこかにつくる事が議論されていますが、放射性物質を安易に移動させることは汚染を拡げることであり、断じて認めることができません。

公共施設の老朽化対策、防災対策、在宅医療と福祉の充実、こども達の貧困の連鎖を断ち切る政策、女性たちの労働環境の改善、など、待ったなしの取り組みが必要です。

2015年度予算編成にあたっては、右傾化しつつある国の動向に追随するのではなく、県民参加のもと、千葉県の政策課題に積極的に取り組み、限られた財源を最大限に生かすよう求めます。

私たちは、地域で暮らす生活者すべてが、地域の人のつながりの中で暮らし続けられる社会をめざしています。

本年も、ここに市民ネットワークの「2015年度予算要望書及び政策提案書」を作成しました。昨年の県の事業や政策を検証し、新たな要望項目も盛り込みました。知事ならびに執行部におかれましては、なにとぞよろしくご協議の上、来年度の予算編成に反映していただきたくお願い申し上げます。

2014年10月24日

市民ネットワーク 山本友子
入江晶子

自治/行財政改革

1. 県民参加と情報公開

- ① 県民参加を保障する「自治基本条例」を議会と協力しつつ策定すること。
- ② 重要施策に関しては、タウンミーティング、あるいは県民が直接意見を述べることのできる場を設置すること。またパブリックコメントの募集期間を延長すること。
- ③ 「NPO 立県千葉」の理念を復活させ、NPO支援予算を拡充すること。
- ④ 県民への対応と情報公開県民からの電話、FAX、メール、来庁などによる問い合わせ・苦情・要望・提案などに対応する総合窓口を設置すること
- ⑤ 予算編成過程の情報公開を進めること。
- ⑥ 行政文書の開示・不開示の決定は速やかに行うこと。また開示に対する不服審査請求に対しても速やかに対応すること。

2. 審議会、検討委員会等

- ① 委員の選定にあたっては、専門性や技術性が問われる審議会であっても公募による市民参加を位置づけるとともに、女性枠を設けること。
- ② 広く人材を求め、委員の兼任をやめ、任期は5年程度に制限する。また、議員は除外すること。さらに、一方の性が40%を下らないようにすること。
- ③ 会議の傍聴申込は、周知期間を十分に取り、往復ハガキでなく、電話、ファックス、メールで可とし、傍聴者には、原則として委員などに配布される資料を配布し、また発言の機会を積極的に与えること。
- ④ 議事録は、審議会後に速やかに概要をホームページにアップし、後日、正確な議事録を載せるなど、県民に周知を図ること。

3. 人事・組織

- ① 内部通報制度を臨時職員も含めて全職員に周知させ、十分に機能させること
- ② 県幹部（県警も含む）が利害関係のある団体・企業へ転職することを全面禁止すること。
- ③ 知事直属の政策アドバイザーは、設置要綱等を定め、業務報告書の提出・公開を義務づけること。
- ④ 職員の定員適正化にあたっては、非常勤職員への置き換えやアウトソーシングを安易に進めるのではなく、現場の実情や住民サービスへの影響を調査し、適正に行うこと。
- ⑤ 非常勤職員に対しては「同一価値労働・同一賃金」の観点から処遇の改善を行うこと。
- ⑥ 第3セクター及び県が出資する企業・団体は、経営情報を分かりやすく公開し、必要のなくなった組織の整理統合をさらに進めること
- ⑦ 県庁記者クラブ制度を廃止し、一般市民も利用可能な共同記者会見の場とすること。

4. 入札・契約その他

- ① 公契約条例の制定を目指すこと。

- ② 低入札価格調査制度については、下請け、孫請けに至るまで労働者の賃金切り下げにつながらないように契約内容の履行を徹底させること。
- ③ 各部局で行っている入札を一元化し、抜本的な入札制度改革に向けて取り組むこと。
- ④ 公文書の年号は、西暦も併記すること。

危機管理

【防災対策】

1. 防災分野における女性参画を進めること。具体的には、市町村防災会議における女性委員ゼロの解消、消防団員や防災コーディネーターの女性比率を高めること。
2. 集中豪雨等による内水氾濫を防ぐための治水対策を市町村との連携で進めること。

【有事・国民保護法制】

1. 2004 年度成立の「千葉県安全で安心なまちづくりの促進に関する条例」（「生活安全条例」）施行に関しては、個人生活のプライバシーの侵害を起こさず、また市民の相互監視をあおることのないように、十分に留意すること。「防犯」の名目で安易に市民合意のない「防犯カメラ」の設置をせず、犯罪、テロの根本を見据えた、真の意味で「共存」「共生」「信頼」が確立した社会をめざすこと。
2. 「国民保護計画」に基づいて毎年行われている市民を巻き込んだ実働訓練は、市民を徒に不安に陥れるものである。実働訓練の中止を国に求めること。
3. 政権による安全保障政策の変更に対し、自治体の住民の安全を守る責務を再確認し、「国民保護計画」の抜本的見直しを図ること。

【原子力・核エネルギー】

1. 東海村核施設で事故が起こった場合、本県においても放射能汚染等の被害は免れない。人口密集の首都圏に最も近い原発として、即刻の停止と廃炉を求めること。
2. 川内原発、高浜原発と続く「再稼働」強行の中止と、他の原発全ての再稼働の凍結を国に求めること。さらに、敦賀 1 号、美浜 1 号など運転開始から 40 年を超える老朽原子炉、BWR マーク 1 型及び危険な高速増殖炉「もんじゅ」は即刻廃炉とし、原子力依存のエネルギー・電力政策からのからの撤退を国に求めていくこと。国内に蓄積している 47 トンのプルトニウムの管理も含め、中長期的な展望に立って破綻している「核燃料サイクル」からの撤退を計ること。
3. 東海村や浜岡、横須賀に配備された原子力空母ジョージ・ワシントンの核事故にそなえ、千葉県の防災計画の中に、広範な核事故対策をもちこみ、実効性のあるものとする。
4. 核施設の事故直後に速やかに住民に配布するためのヨウ素剤の購入、保管と 40 歳以下の住民へのヨウ素剤配布体制を早急に整え、住民にその情報を公開すること。モニタリング体制を一層強化し、緊急時の住民の避難も含めた被曝低減対策の体制を整えること。
5. 福島第一原発大事故を受け、放射線監視体制と被曝低減対策を、専門家と住民も参加の上で協議し立案・実施すること。

6. 米海軍原子力空母ジョージ・ワシントンについては、横須賀基地の母港返上を求めること。2015年に予定されている新鋭原子力空母との交代は中止させること。
7. 危険な放射性物質であるプルトニウム燃料が県内の道路を通過するに当たっては国に通過道路の情報公開を求め、県として早急に対策を講じること。ガラス固化プロセスを始め問題のある六ヶ所核燃再処理工場を即刻閉鎖するよう国に求めること。

非核・平和

1. 非核平和宣言を行っている千葉県は、「非核平和宣言自治体協議会」に参加し、未宣言・未参加の自治体への宣言と参加を促しつつ、非核平和の具体的な政策を積極的に推進する。ジュネーブ条約追加第一議定書に基づいた「無防備地域宣言」をめざす市民の平和活動を支援すること。
2. アメリカ軍がもっている劣化ウラン弾や化学兵器、生物兵器の県内持ち込みおよび移動を禁止すること。
3. 成田空港など県内の施設の「有事国民保護法」に基づく軍事使用は認めないこと。
4. 「集団的自衛権行使容認」の閣議決定がなされた中、憲法9条に基づく軍事力によらない平和実現を目指し、「防衛大綱」の根本見直しを求めること。空自習志野基地へ配備された PAC-3 の撤去を求めること。
5. 危険な軍事施設の移動に関しては、自治体と住民に対して事前に十全な情報を提供するよう国に求めること。
6. 陸自習志野演習場に関しては、3.11 であらわになった耐震対策も含め、人口密集地への大型弾薬庫の運用は危険きわまりない。早急に運用を停止し、撤去を求めること。
7. 木更津基地での米海兵隊及び陸上自衛隊の MV-22 オスプレイの使用が予定されていると言われている。首都圏および習志野基地でのオスプレイ参加の演習を中止させること。世界各地で墜落事故を起こしているオスプレイ輸送機の自衛隊導入を中止させ、新「ガイドライン」に基づく自衛隊の米軍との一体化の推進に反対すること。

まちづくり

1. 各部門や計画ごとに異なる数値を用いている人口フレームを庁内統一すること。
2. 都市計画審議会では、積極的に口頭陳述の場を設け、県民参加をすすめること。
3. 公共事業の見直しについては、事業の継続・変更・縮小・廃止などに関しても、広く県民に情報を開示しその意見を取り入れること。
4. 再評価監視委員会は、国庫補助事業の見直し等にあたっては、十分に現地視察などを行った上で再評価すること。

5. かずさアカデミアパーク内の未利用地に対する土地賃借契約は過去の負の政策であり、早期の収束をめざすこと。
6. 地域経済への波及効果が乏しく、地方自治体が担う必要のない研究業務を行う「かずさ DNA 研究所」は、閉鎖を含めた見直しを行うこと。
7. 治水・利水両面から必要性を失った八ッ場ダム事業、思川開発事業から撤退すること。
8. 都市計画道路のうち、未着手道路（一部開通も含む）について、廃止や車線の減などの具体的な案を市町村と共有しつつ、積極的に市町村との協議をすすめること。
9. 高規格道路（第二東京湾岸道路、外環道、圏央道、北千葉道路）の整備を優先するのではなく、生活道路に十分な予算を配分すること。
10. アクアライン通行料金割引については、神奈川県にも負担を求めること。
11. 通称交通バリアフリー法の拠点となる特定経路道路以外の県道についても、整備を進めていくこと。
12. 県公共施設の再配置に当たっては、計画策定段階から県民参加を実施すること。
13. 県営住宅の改築や建て替えにあたっては、これからの高齢者の住まい方のモデルとなるシルバーハウジングを増やすよう検討すること。
14. コーポラティブハウジング・コレクティブハウジング・グループリビング等の普及についても、市町村と連携し、関係法令の柔軟な解釈などを含め、積極的な支援をすること。
15. 「居住支援部会」を活性化し、「千葉県居住支援協議会」に移行し、構成団体との十分な連携により、住宅確保要配慮者への確実な支援をすること。福祉政策と融合した住宅政策を策定し、とりわけ若者の居住保障に力を入れること。

福祉・保健・医療

【誰もが安心して暮らせるために】

1. 財政的な理由で第三者評価を受けられない事業所については、費用の助成をすること。
2. 中核地域生活支援センターの予算を拡充し、市町村への移行をしないこと。
3. 劣悪な無料低額宿泊施設を無くすために、届け出制ではなく許認可制にし、施設への抜き打ち検査を実施し、生活環境の改善など利用者の立場に立った業務運営がなされるようにすること。

【高齢者福祉】

1. 市町村の地域包括ケアに関わる人材の育成や資質向上、多職種連携や地域ケア会議など市町村の取り組みを積極的に支援すること。
2. 有料老人ホームに対する届出等の指導を強化し、入所者の処遇改善に努めること。

【障がいをもつ人の福祉と社会参加について】

1. 「医療型児童発達支援センター」を福祉圏域に1か所は設置すること。
2. 障害者差別禁止法に基づき、千葉県でも差別の実態を把握し、当事者を交えて障害者差別禁止条例を策定すること。とりわけ、ジェンダーによる複合差別解消の視点をしっかり加筆する

こと。

【保健・医療】

1. 大人の難病や子どもの難病・慢性疾患の制度移行に伴い、利用者の負担増等の影響をできる限り少なくすること。
2. 2015 年 8 月から障害者の医療費現物給付と同時に導入される 65 歳以上新規障害者の医療費 1 割負担（後期高齢者医療制度の適用）を取りやめること。
3. 精神障がいを持つ人の医療費助成は、身体・知的障がいを持つ人と同等の内容とすること。
4. 「在宅ターミナルケア」を含む終末期医療の充実、ホスピスを充実させ、当事者が望む形で終末期医療を利用できるように医師会に働きかけること。
5. 子宮頸がんワクチンの副反応に関する情報を医療機関に周知徹底させ、的確な診断が行われるよう指導啓発すること。また、千葉県独自の医療費助成を早期に実現すること。
6. 子宮頸がんワクチン副反応被害者に関する情報を教育委員会できちんと把握し、教育現場への正確な情報拡散と被害児童生徒への理解醸成に努めること。
7. 看護師・保健師等の修学資金貸付の拡充を図り、県内就業率を上げること。
 - ・ 県立保健医療大学看護科の定員枠を増やすこと。
 - ・ 医師の養成や人材確保にさらに力を入れること。とりわけ総合診療専門医を増やすための支援を行うこと。
 - ・ 地域医療ビジョンの策定に当たっては、住民参加で行うこと。
8. フッ化物集団うがいについては、危険性や副作用に関する情報を積極的に開示し、希望者以外強制しないよう市町村に周知すること。

環 境

【放射能汚染／対策】

1. 原発即時ゼロをめざし、再稼働、新規原発建設も認めないよう国に強く求めること。
2. 空間・土壌・河川・海岸等の放射能濃度の測定は、今後も継続的に実施し、引き続き情報公開していくこと。
3. 国が県内に建設予定の放射性廃棄物最終処分場については、会議や詳細な議事録を公開し、建設予定地となった住民や自治体の同意なく強行することのないよう、国に強く申し入れること。
4. 処分場に搬入される放射性廃棄物は、8000ベクレル以下であっても、厳重な管理と情報公開を徹底させること。
5. 今後県内の産廃処分場や残土処分場に放射性物質が不法投棄されることのないよう監視体制を強化すること。また、海洋投棄等の不法投棄も監視すること。

【再生可能エネルギーの利用促進および省エネの推進】

1. スイスで提唱している「2000W 社会」を目指し、一人あたりの年間エネルギー消費量を半減し 2000W/時をめざす「千葉モデル」を検討すること。
2. 県有施設においては、省エネの達成数値目標を掲げて積極的に取り組むこと。
3. 節電のインセンティブを高める具体的施策に取り組むこと。(例：自販機の節減、地域ごとの電力消費量のリアルタイム表示など)
4. 県内大手の企業や工場では、自家発電分の自社利用割合をさらに高めること。また事業所から出る排熱利用の研究を支援すること。
5. 小水力発電、ソーラーシェアリング、太陽熱利用、木質バイオマス、等小規模電力や熱利用の実用化を進めること

【 残土・産業廃棄物 】

1. 不法投棄の監視に対しては、24 時間体制での監視、巡回頻度を上げる、通報に対する迅速な対応、警察との連携など、早い段階で対策を講ずること。
2. 産業廃棄物の発生抑制をめざし、回収、分別、再資源化をすすめ、最終処分量の削減に務める民間事業者を支援すること。
3. 仮称「土地利用基本条例」を策定し、残土・産廃処分場、砂利採取事業等は、良好な自然景観の場所、水道水源の保全地区には許可をしないよう立地規制を国に要望すること。また、保全すべき森林、谷津田、里山に対しては、県独自の保全の基準を策定すること。
4. 千葉県残土条例の改正を以下の方向で厳格化すること。
 - ・産業廃棄物最終処分場と同様、残土処分場についても、事業完了後は「地歴」を残し、必要に応じて情報を開示できるようにすること
 - ・許可に当たっては、隣接地権者の同意条項を加え、事業者・土地所有者を連帯保証人とする
 - ・建設発生土の移動や処分は、自区内処理、県内処理を原則とし、県外残土の受け入れには、一定の上乗せ規制を行うこと。
 - ・申請書と異なる排出元、構造違反等に対しては、迅速に厳罰化し、当初計画書どおりに原状回復させること。
5. 産業廃棄物安定型処分場の新設にあたっては、安定型・管理型を問わず、設置規則の厳格化を図るよう国に働きかけること。また、自治体においても、処分場に県の公共関与を進めること。
6. 山砂採取に関しては、今後も国有林、県有林を除外し、環境保全の視点と、資源の有効な管理を明確に盛り込んだ千葉県独自の「砂利採取条例」を作成すること。山砂採取場周辺は、地下水系の変化、地盤の隆起など地勢調査を行なうこと。
7. 鋸南町住民の命の安全、養殖業を守るためにも、河川上流域に汚染土壌処分場は造らせないこと。

【 化学物質対策 】

1. 学校では「化学物質対応マニュアル」を周知徹底し、またその使用実態は、毎年アンケート

調査などで状況把握に努めること。

2. 公共空間や県営住宅などの農薬使用に当たっては、業者に対して、国の通知「公園・街路等病虫害・雑草管理マニュアル」「住宅等における農薬使用について」の窓口の一本化を図り周知徹底させること。
3. 学校・幼稚園・保育所等の工事については、シックハウス症候群を未然に防止するため、文部科学省の定めた 6 物質だけでなく、TVOC を測定し、その規制値を設けること。防蟻剤（シロアリ防除剤）は自然由来のものを使用すること。
4. 化学物質過敏症や電磁波過敏症の相談に当たっては県設置の「アレルギー相談センター」において個別相談に対応しながら、その認知度を高めること。
5. 幼稚園・保育園・学校など子どもの施設ではワックス・剥離材・トイレ芳香剤・消臭剤・洗剤・薫蒸剤など化学製品の使用状況の調査をして、より健康に配慮した製品の使用を義務付けること。

【 電磁波対策 】

1. 千葉県として、電磁波問題に対する対策を検討する部署を設けること。
2. 県立施設、学校のそばには携帯電話、PHS の電波塔、高圧線、変電所設置の許可をしないこと。電波塔建設にあたっては、設置事業者は電磁波などの影響が予測される範囲内の土地・建物の権利者及び居住者に対して計画の内容について説明会を開くことを義務づける条例などを制定すること。
3. 盗難防止用ゲートの電磁波の基準値を設けて規制すること。
4. 子どもの位置確認のための GPS システム利用、キッズ携帯はプライバシーを侵害するばかりでなく、白血病など電磁波の危険性があることを広く通知すること。
5. IH電磁調理器は、とくに子どもの健康、妊娠中の母親への悪影響の恐れがあるので、予防原則の観点から公営施設には設置しないこと。

【 水環境 】

1. 工業用水事業は、実際の水需要に合わない現行の契約料金制の見直しを早期に進めること。
2. 地下水の涵養と適正利用を図るために、環境保全条例で指定されている揚水規制区域から 1 地域を選び、モデル的に地下水の実態調査を行うこと。
3. 地下水は飲み水として貴重な資源であることを宣言し、「千葉県環境保全条例」については、地盤沈下 2 センチ未満が続く地域の地下水揚水規制を見直すこと。
4. 浄化槽の法定検査の受検率を引き上げるよう指導を強化すること。早急に高度処理型合併処理浄化槽に転換できるよう、財政措置を行うこと
5. 「印旛沼流域における雨水浸透施設及び雨水貯留施設の設置を促進するためのルール」の協力要請と、誘導策の検討を行うこと。

【森林・里山 環境保全 】

1. 森林、緑地保全のための地権者への優遇税制を導入すること。
2. 里山条例に則り、里山の保全の効果の評価の検討を行うこと。
3. 「千葉県森林の開発行為の適正化等に関する条例」に①業者が総事業費に見合う一定の金額を県指定の金融機関に供託するデポジット制度の導入、または②県登録金融機関の融資証明書の添付を義務付けのいずれかを加えること。

【 環境教育 】

1. 環境教育は、学校、生涯学習、いずれの場においても、教育委員会と連携して進めること。
教職員はNPO活動に対しても積極的に参加し、研修会にNPO 団体から講師を招くなどして、人と情報の交流を図ること。また、手法を体系化し、市町村における環境学習推進にも活用していくこと。

【 三番瀬・盤洲干潟 】

1. 「三番瀬再生会議」に代わるオープンな会議を設置し、ラムサール条約登録に向けて、働きかけていくこと。
2. 盤洲干潟は、関係者と話し合いを深め、自然保護区として残すこと。

食 と 農

1. 農業者自身が地域農林畜産物の生産・加工・販売を多角的に行う農業の6次時産業化をさらに支援すること。
2. 有機農業生産者や有機認証をめざす生産者が利用できる公的検査機関を設置するなど、農薬飛散防止対策を徹底すること。
3. 新規就農を促すためにも、貸し手借り手双方の顔の見える農地バンクを拡充すること。
4. 農業大学校に有機農業コースを設けること。
5. イネの不耕起移植栽培、冬期湛水の農法の普及を進めるため、「水利権」などの課題解決に取り組むこと。
6. 農薬の空中散布については、有人、無人ヘリにかかわらず、実施に際しては、散布除外施設・エリアに飛散しないよう最低でも200メートルの緩衝地帯を設定すること。
7. ネオニコチノイド系の農薬の使用状況を調べ、規制すること。
8. 千葉県農業会議の常任委員会会議録は、ホームページ等で公開すること。
9. 県産農畜産物及び県内漁港から水揚げされる水産資源の放射性物質測定検査は引き続き行うこと。
10. 森林の間伐材利用促進のためにも、農家と林業従事者が連携する木質バイオマス事業を県下に広めること。

子ども

【子どもの人権】

1. 子どもをあらゆる人権侵害から救済し、子どもの人権が十分に守られるように、子ども人権条例や、子どもオンブズパーソン制度を制定すること。
2. いじめ予防のためにも、小学校の間に、こどもが必ず1回は、学校でCAP（子どもへの暴力防止プログラム）のような人権教育プログラムを受けるように市町村教育委員会に働きかけ、財政面も含めて支援すること。
3. ひとり親家庭の生活支援事業の実施を全県的に進めるために、市町村に積極的な活用を促すこと。

【児童虐待】

1. 児童相談所の専門職員の増員をさらにすすめること。一時保護所の環境を整備し、一時保護期間の短縮に努め、子どもたちを速やかに次の段階に措置すること。
2. 児童相談所の所管区域の見直しや老朽化した施設の改修・移転、生実学校自立支援寮の整備など早急に方向性を示すこと。
3. 県立乳児院については、医療機関との連携を視野に存続すること。
4. 「家庭的養護・小規模化」を進めるために、里親や民間児童養護施設等に対する支援を強化すること。
5. 自立援助ホームを更に促進するために、県も財政的支援をすること。
6. 被虐待児の家庭復帰を進めるために各施設の家庭生活支援相談員の配置を拡充する。

【放射能被爆対策】

1. 子ども・被災者支援法に基づき県内汚染状況重点調査地域における子ども（当時18歳以下）の健康チェック体制を早期に実現するよう国に強く働きかけること。

【障がい児への支援】

1. 特別支援学校では、障がい特性に配慮した個別のプログラムでの対応を心がけること。また就学先の決定は、子ども本人や保護者の意見を尊重し、通常学校を希望する場合、学校サイドはハードの整備、人の手配など態勢を整え受け入れること。
2. 個別の支援についての理解を深めるため、教職員、支援員の研修を臨時職員も含めて強化すること。
3. 登下校時のスクールバスに1時間半以上乗車している子ども達がいる。バスの増便、駐車場の確保など早急に長時間乗車解消に取り組むこと。
4. すべての特別支援学校が、福祉避難所として年度内に指定を得られるよう、市町村、教育

委員会との協議を早めること。

5. 高校入学を希望するすべての子どもが入学できるように、高校の定員内不合格をなくすこと。

【学校教育】

1. 小中学校全学年を 35 人学級にする。
2. 正規職員とすべきところを非常勤講師で充当しているいわゆる「定数内欠員補充講師」をなくし、正規職員にすること。
3. 低年齢での妊娠・中絶・性感染症などが増加している現状から、保健師・助産師などの専門家を学校に派遣し、それぞれの身体と人格を尊重しあう正しい性教育と感染防止に向けた具体的な指導を強化すること。そのためのモデル事業を県が行い、地域に広めるきっかけをつくること。
4. 中学校区に 1 人スクールソーシャルワーカーを配置すること。
5. 子どもの貧困の連鎖解消に向けて、生活困窮状態にある子どもに対する学習支援事業を市町村が行うように、積極的に働きかけること。
6. 教科書採択については、すべての採択地区協議会や教育委員会における会議の公開、教科書展示会の夜間・休日開催、展示会でのアンケート票の見直し、採択過程への反映など、情報公開と関係者の意見反映を、県として積極的に進めること。

【県立高校・私学助成】

1. 県立高校の施設整備については、耐震化計画だけではなく修繕・改修計画を速やかに策定し、実施すること。
2. 将来の生徒数の客観的な予測データに基づき、定員削減や統廃合を安易に進めないこと。県立高校の存在意義を踏まえ、現場の教員や生徒・保護者の意見を十分に反映した計画の見直しを行うこと。
3. 「千葉県奨学金制度」を十分周知させ、県独自の給付額上乘せを行うこと。
4. 私学助成に関しては、授業料以外の諸経費の保護者負担を軽減すること。

【教育委員会】

1. 教育委員会の委員の選任にあたっては、男女同数を基本とし、公募・市民推薦も取り入れ、多様な分野からの登用をすすめること。
2. 教育委員会議に請願や陳情があった場合、請願者などの陳述権を認めること。また委員会では、個人情報に関わることを以外はすべて公開とすること。
3. 教育委員会議の委員協議会は原則公開し、議事録を作成公表すること。

【保育】

1. 市町村があらたに行う小規模保育の質を高めるために、資格を持たない保育従事者への研

修を徹底すること。

ジェンダー

1. 県庁内の女性管理職比率 25%という数値目標を確実に達成すること。また、本庁課長相当職以上、部長級職員もそれぞれ女性の比率を 25%にするように努力すること。
2. 引き続き女性警察官の採用を拡大し、目標値 10%を前倒して達成すること。
3. 地域防災会議に女性委員を大幅に増やすこと。
4. 男性職員の育児への積極的な関わりを促すため、育児休業や短時間勤務等の制度を利用しやすい環境整備（対象者への業務スケジュールの調整等）に努めること。
5. DV 相談にあたる相談員及び保護施設の職員に対し、障害のある DV 被害者への適切な対応が行えるよう、障害の個々の特性や支援のあり方について理解するための研修の回数を増やし、ケーススタディなど実践的な研修を行うこと。
6. DV 被害者支援に関わる関係部局において、二次被害の実態を調査すること。
7. 学校でのセクハラ調査については、生徒のプライバシーが守られ、安心して書けるようにし、第三者機関で集計するようにすること。
8. 女性サポートセンターでは、同行支援や生活再建支援の充実・強化に今後も取り組むこと。
9. 民間のシェルターとの連携や財政支援を継続的に行い、同行支援事業を担う団体を育てること。
10. 女性サポートセンター主催の DV 被害者支援連絡会議は様々な団体や警察との情報共有ができる場なので開催回数を増やすこと。
11. 男女共同参画推進懇話会の専門部会は公開で行うこと。
12. 中学、高校、大学などで若者のデート DV の実態調査を行うこと。

人権

1. 人権侵害に対し責任をもって解決できる権利擁護機関を早急に設置すること。
2. 外国人の医療、労働、人身売買など人権の問題について救済する公的機関をつくり、草の根交流を行なう NPO を支援する。その際、当事者が申し出やすいように不法滞在としての罰則を適用しない。
3. 改正入管法による外国人の管理強化に対し、人権擁護の立場から是正の意見を国に表明すること。牛久入管に収容されている千葉県在住の外国人の非人道的待遇を改善させ、基本的人権を保障するよう国に求める。
4. 警察を含むすべての自治体職員、すべての福祉事業職員、学校、その他の公的機関の研修科目

に、平和・人権についての研修をさらに拡充する。

5. 定住外国人の地方公務員への採用をすすめるため、国籍条項を撤廃する。
6. 定住外国人の地方参政権を認めるよう国に求めていく。
7. 公教育、公的行事において、君が代・日の丸の強制を行わない。